

新型コロナウイルス感染症緊急対策
名張のお店応援商品券・子育て応援商品券取扱店募集要項

1. 商品券の発行概要

本事業の目的	<p>新型コロナウイルス感染症は未だ終息せず、市内事業者を取り巻く環境とりわけ観光、飲食店がたいへん厳しい中、昨年度実施した「プレミアム付食事券（がんばろう名張の観光・うまいもん地元応援券）」と「全世帯型プレミアム付商品券・子育て応援商品券の発行に引き続き、第三弾プレミアム付商品券事業（名張のお店応援商品券・子育て応援商品券）を名張市の支援を受けて実施します。</p> <p>この事業により、市民生活・子育ての応援を通して個人消費の拡大を促進し、新型コロナウイルス感染症により売上減少等の影響を受けている地元のお店が元気になるよう応援します。</p>
商品券名称	名張のお店応援商品券（発行者：名張商工会議所） 子育て応援商品券（発行者：名張市）
発行総額	3億6000万円（プレミアム分：1億8000万円）
発行冊数	<u>名張のお店応援商品券 60,000冊</u> 1冊内訳 500円全店共通券×3枚 500円地域応援券×3枚 500円観光・飲食店応援券×4枚 計500円券×10枚 額面5,000円分を3,000円で販売 <u>子育て応援商品券 12,000冊</u> 1冊内訳 500円全店共通券×3枚 500円地域応援券×3枚 500円観光・飲食店応援券×4枚 計500円券×10枚 額面5,000円分を対象世帯に配布
プレミアム率	名張のお店応援商品券 約66% 子育て応援商品券 100%
取扱店募集期間	令和3年4月5日（月）から募集開始 第一次締切 令和3年4月20日（火） 第二次締切 令和3年5月21日（金）
取扱店説明会	令和3年6月1日（火）から令和3年6月4日（金） 各日程 10時～ 14時～ 16時～ 18時～ 所用時間30分程度 ポスターやのぼり旗を配布
購入対象者	名張市民
購入上限冊数	1人2冊まで
申込方法	購入希望者は往復ハガキにて申込 希望者多数の場合は抽選を行う
申込期間	令和3年5月10日（月）から令和3年5月28日（金）
引換券発送	令和3年6月上旬 往復ハガキの返信ハガキを用いて当選者には引換券を発送します 当選しなかった方にも返信ハガキでその旨を通知します。

商品券引換 （販売）期間	令和3年6月14日（月）から令和3年8月31日（火） 土、日、祝日を除く午前9時から午後4時
商品券販売場所	名張市内郵便局11か所（簡易郵便局は除く）
商品券利用期間	令和3年6月14日（月）から令和3年10月31日（日）
換金受付期間	令和3年7月1日（木）から令和3年11月30日（火）

2. 取扱店募集要件

- (1) 名張市内に店舗が立地していること
- (2) 取扱店募集要項を遵守すること
- (3) 対象外になる店舗
 - ・風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条に規定する営業を行う店舗
 - ・業務の内容が公序良俗に反する営業を行う店舗
 - ・役員等が暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している店舗

3. 取扱店登録料

- (1) 名張商工会議所の会員 無料
- (2) 名張商工会議所の非会員
 - 個人事業所 8,000円
 - 法人事業所 20,000円
 - 大型店 48,000円

※店舗毎に登録料が必要になります。

4. 本事業における店舗区分

本事業では3種の商品券を発行するのに伴い下記のとおり、①観光関連店舗、②飲食店、③大型店、④その他の中小店舗という4種類に区分します。

「観光・飲食応援券」は①、②に該当する店舗でのみ使える商品券です。

「地域応援券」は①、②、④に該当する店舗でのみ使える商品券です。

「全店共通券」は取扱店全店で使える商品券です。

- ①観光関連店舗とは、宿泊施設や観光施設、土産物店、タクシー事業及びレンタカー事業を営む事業者（店舗）とします。
- ②飲食店とは、飲食業を営む店舗であり、店内で調理したものを提供し、店内で飲食ができる店舗とします。
- ③大型店とは、小売店で売場面積が800㎡を超える店舗とします。また市内に同じ事業所の他店舗で800㎡を超える店舗がある場合も大型店とします。
- ④その他の中小店舗とは、①～③に該当しない店舗とします。

5. 取扱店への申込方法

取扱店募集要項に同意のうえ、名張商工会議所ホームページよりダウンロードした申込書に必要事項をすべて記入し、名張商工会議所までお申込みください。

- (1) 名張商工会議所 会員の場合

登録料は発生しませんので、FAX又は持ち込みにてお申込みください。

(2) 名張商工会議所 非会員の場合

登録料が発生しますので、必ず持ち込みにてお申込みください。

6. 取扱店における厳守事項

- (1) 商品券は、物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券額面に利用額が満たない場合でも、釣銭は出ません。不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (5) 商品券の紛失、滅失及び盗難又は、偽造、模造等に対し、発行者はその責を負いません。

7. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、ガス、水道料金等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- (6) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- (8) 商品券の交換または売買
- (9) タバコの購入
- (10) その他、名張商工会議所及び取扱店が指定するサービスの提供、物品の購入

8. 取扱店の責務

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を必ず行って下さい。
- (2) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター及びのぼり旗を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (3) 利用者が持ち込んだ商品券は受け取る前に問題がないかを確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否し、その事実を速やかに警察署へ通報すると共に名張商工会議所まで報告してください。
- (4) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止する為、商品券右上の点線に沿って切り取って、商品券部分を保管してください。
- (5) 商品券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (6) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (7) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の

責務とします。

- (8) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど消費喚起の趣旨に反するような行為はしないでください。

9. 取扱店説明会について

下記のうち、いずれかの都合の良い開催日時に必ずご出席ください

会場は、名張産業振興センターです。

令和3年6月1日(火) 10時～ 14時～ 16時～ 18時～

令和3年6月2日(水) 10時～ 14時～ 16時～ 18時～

令和3年6月3日(木) 10時～ 14時～ 16時～ 18時～

令和3年6月4日(金) 10時～ 14時～ 16時～ 18時～

説明会において、ポスター、のぼり旗、換金依頼書を配布します。

10. 換金について

- (1) 換金方法

お客様が使用された商品券と換金依頼書を名張商工会議所窓口へ提出してください。
事務局にて使用済み商品券の確認を行い、小切手を発行させていただきます。

- (2) 換金期間

令和3年7月1日(木)から令和3年11月30日(火)

曜日：月曜日、水曜日、金曜日(祝日は除きます。)

時間：午前9時から午前11時30分まで、午後1時から午後4時まで

11. 取扱店一覧表について

取扱店申込書に記載いただきました情報から取扱店一覧表を作成いたします。

令和3年4月20日までにお申し込みいただいた店舗は名張市広報5月上旬号に折り込む一覧表に掲載させていただきます。

令和3年5月21日までにお申し込みいただいた店舗は名張市広報6月上旬号に折り込む一覧表に掲載させていただきます。

令和3年5月22日以降にお申し込みいただいた店舗は名張商工会議所ホームページに掲載の一覧表に掲載させていただきます。

12. 取扱店の取り消し等

申込書に虚偽の記載や、「取扱店募集要項」に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

13. その他留意事項

- (1) この「取扱店募集要項」に記載されていない事項は、名張商工会議所へお問い合わせください。

(お問い合わせ)

名張商工会議所 TEL:0595-63-0080 FAX:0595-64-3211